

大阪市障がい者基幹相談支援センター平成 28 年度事業計画

大阪市における障がい者相談支援体制として、各行政区域を基盤に、身体・知的・精神障がい者に難病者も加え、一元的に相談を行なう区障がい者相談支援センター（以下、「区センター」という。）が各区 1 カ所に事業委託されて 5 年目に入ります。

障がいのある人が地域で安心して暮らすために、複雑・多様化する障がいのある人のニーズに的確に対応し、自らが望む生活を可能な限り実現できるようにしていく必要があります。そのためには、各種の情報の提供やサービス利用支援をはじめ、地域のネットワークや資源の開発など多様な役割が区センターに求められています。

大阪市障がい者基幹相談支援センター（以下、「基幹センター」という。）は、こうした区センターの事業が円滑に進められるように、各区センター職員の専門性と援助技術の向上を支援するための体系的・継続的研修の実施や、各区センター相互の連携、相互支援が図られるよう定期的に区センター連絡会の開催に努めるなど、区センターの後方支援の役割を果たし、大阪市の障がい者相談支援事業総体の水準が高まるように取り組みます。

また、障がいのある人が適切に計画相談支援を受けられるよう、特定相談支援事業の基盤の確保が求められており、そのためには相談支援専門員の確保を図る必要があります。基幹センターは、相談支援従事者研修等の実施に協力することにより、区センターの後方支援に努めます。

(1) 区センターの統括・後方支援

ア 区センター連絡会・情報交換会の開催

- ・区センター連絡会を定期的（2 ヶ月に 1 回程度、必要に応じて臨時開催もあり）に開催し、情報交換に努めます。大阪市福祉局障がい者施策部の協力を得て、相談支援事業や障がい福祉施策に係る制度・施策の情報提供を行なうようにします。
- ・区センターの相談支援や地域自立支援協議会の取り組み状況・課題について情報交換や意見交換が密に行なえるように努めます。必要に応じて、区センター連絡会においてブロックによる議論の場を設けていきます。
- ・先進的な区センターの取り組みに学ぶとともに、情報交換と連絡を密にし、委託事業である相談支援事業の水準の均質化・向上が図られるように努めます。
- ・情報交換では、区センターの要望等に基づきテーマを設定し、それを事前連絡して、実りのある連絡会となるように取り組みます。

イ 区センターへの助言・援助

- ・区センターでの困難なケースについては、区センターからの相談を受け、助言を行なうとともに、必要に応じて、ケース会議への参加や関係先へ同行したりスーパーバイザーを派遣したりするなどして、援助します。
- ・各区センターからの困難ケースに関する相談については、適宜関係専門職が参加した事例検討会を開き、支援方策について検討を行ない、区センターの取組みを支援します。
- ・基幹センターは社会資源の状況の把握に努め、区センターからの情報の求めに対応していきます。

ウ 事例検討会の開催と事例の蓄積・区センターへの参考事例の情報提供

- ・事例の検討・蓄積を通じて、課題等の整理・検討を行ない、ケース検討の際等に活用するとともに、相談支援技術の向上に努めます。プライバシーの保護に留意のうえ、区センターに参考事例として情報提供を行ないます。
- ・昨年度は事例検討会を2度開催したが、平成28年度は定期的に開催（3か月に1回程度）するように努めます。
- ・事例の検討にあたっては、必要に応じ関係専門職や関連機関等の参加を得て行ないます。
- ・基幹センター職員は、必要に応じて区センターの事例検討会等に参加します。

エ 相談支援専門員に対する研修の実施

- ・相談支援専門員の養成が求められている一方で、新しい相談支援専門員の力量強化も求められています。区センターの取組みと協調しつつ、基幹センターとして、区センターのみならず、市域の指定特定・指定一般相談支援事業所の相談支援専門員を対象とした資質向上のための研修を引き続き実施します。開催時期、規模、方法等については、より効果的なものとなるよう工夫します。
- ・研修の企画にあたってはできるだけ体系だったものとなるよう、制度・社会資源の理解と相談支援技術の向上や権利擁護を基軸とし、また社会情勢や制度の改正状況に応じた研修も企画し、実施します。研修方法については、テーマにもよりますが、講師の意見も伺いながら、講義だけではなく、できるだけ演習も取り入れるようにします。
- ・計画相談が義務づけられているなか、相談支援専門員の養成や現任研修は重要課題の一つであり、基幹センターとしては、相談支援従事者初任者研修等の実施への協力を行ないます。
- ・相談支援事業所立ち上げ支援のための研修を行ってきましたが、平成28年度においても引き続き立ち上げ支援の研修の開催等に努めます。

- オ 市地域自立支援協議会への参画、区地域自立支援協議会活性化への後方支援
- ・基幹センターは、市地域自立支援協議会に参画するとともに、事務局（福祉局障がい者施策部障がい福祉課）を補佐し、円滑に運営が図られるように努めます。
 - ・基幹センターは、市と連携して各区の地域自立支援協議会の活動状況等を適宜把握し、市地域自立支援協議会に報告します。
 - ・区センターからの要請に応じて区の地域自立支援協議会に参加し、区地域自立支援協議会の活性化への後方支援に努めます。

(2) 障がい者理解に向けての普及・啓発事業

ア 障がい者理解に向けた市民啓発講座の開催

- ・障がい者理解を深めるための講演会や講座を引き続き開催し、障がい者理解の普及・啓発を推進します。
- ・障がい者を取りまく様々な課題や取り組みをテーマに啓発のための研修等を企画します。
- ・開催にあたっては、講師の選定や広報・周知等、関係機関と連携して取り組みます。また、開催日は、市民の方の参加を考慮し、土曜日の開催に努めます。

イ 権利擁護に係る啓発

- ・平成 26 年 2 月 19 日から障害者権利条約が国内で発効し、障がい者のさまざまな権利を保障するとともに障がい者の自立や社会参加が一層促進される状況にあり、障がい者の権利擁護がますます重要な課題となっています。基幹センターは、ホームページ等を利用したり、障がい者の権利擁護に関連する講演会・講座を開催したりするなどして、その啓発に努めます。

ウ 障がい者虐待防止に関する啓発講演会の開催

- ・障がい者虐待の防止に向けて、市民啓発・理解の普及が図られるよう、虐待防止法が施行された 10 月前後に講演会を引き続き開催し、広報にも努めます。開催にあたっては、福祉局関係課や大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会、各区の障がい者虐待防止連絡会等との協働した取り組みとして、大阪市における障がい者虐待の実際やその防止に向けた課題が明らかとなる企画とします。

(3) ピアカウンセラーの養成・紹介

ア ピアカウンセラーの養成のためのピアカウンセリング講座の開催

- ・障がい者の自立や社会参加、地域生活の実現等にとってピアカウンセリングは重要な手法の一つであるため引き続きピアカウンセラー養成講座を開催します。

- ・ピアカウンセリングの原点である傾聴等を中心とした内容とし、初心者には入門として、経験者には基本の再確認として、初心者・経験者を問わずに参加できる講座として開催します。障がい当事者だけでなく、支援者や家族等も、ピアカウンセリングとは何か、なぜピアカウンセリングが求められるのかなどに関心があるので、ピアカウンセリングを体験できるワークショップなどを開催します。ピアカウンセリングの必要性の説明、セッションの体験等を通して、ピアカウンセリングの重要性を参加者に実感してもらい、ピアカウンセリングの活用につなげていきます。

イ ピアカウンセラー登録・紹介

- ・ピアカウンセラー養成講座の修了者や経験者等の情報を集積し、ピアカウンセラーの承諾を得て登録して、区センターからの要請に応じた適任者紹介を引き続き実施します。利用数が少なかったことをふまえ、区センターのピアカウンセラー紹介要請のニーズや、活用の際の課題等を聞きとるなどして、活用の増に努めます。また、区センター以外の事業所に対してもピアカウンセラーの紹介が進むよう、周知方法等について検討します。

(4) 障がい者支援施設等からの地域移行支援におけるコーディネート機能の発揮および情報提供の実施

ア 施設と指定一般相談支援事業所との調整

- ・市外の障がい児・者入所施設等からの地域移行、あるいは市内の施設等から市外への地域移行に関して、施設入所者の希望に沿うよう調整に努めます。
- ・居住希望地域を対象区域とする区センターの協力を得て、指定特定・指定一般相談支援事業所につなぎます。

イ 区保健福祉センターとの連携・調整

- ・地域移行を希望するケースについて、希望する区保健福祉センターに受け入れのための調整を行ないます。
- ・地域移行希望者と特定・一般相談支援事業所との調整ができるまで、各区の保健福祉センターと連携・調整を図り、地域移行の推進に努めます。

ウ 地域定着に係る区センターへの助言・援助

- ・精神障がい者や矯正施設からの退所者への地域定着支援は大きな課題であり、地域活動支援センターや精神保健福祉士等の専門職、専門機関等の協力を得ながら、コーディネート機能の発揮に努めます。

エ 施設等からの地域移行に係るパンフレットの活用

- ・施設等からの地域移行については、平成 24 年度に作成した地域移行推進啓発パンフレットを配布し活用します。

オ 施設利用調整の枠組みの検討

- ・施設入所支援が真に必要な人への支援となるよう、大阪府や他都市での取組みも参考にして、福祉局関係課と連携し、障がい者入所施設利用調整の枠組みを検討します。

(5) 障害者差別解消法に関する相談受付機関の後方支援等、啓発・情報提供、および市の関連施策実施への支援

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、平成 25 年法律第 65 号）に関する業務の遂行にあたっては、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹センター業務との調和に留意しつつ、市域における障がい者差別に係る相談受付機関の後方支援等の役割を担う機関として、大阪市の委託を受けて次の業務を行います。

ア 相談受付機関への助言・支援・協働

- ・相談受付機関からの相談内容に応じて関係機関への紹介等や、対応内容の検討に際して助言等の支援をします。また、必要に応じて協働して対応します。
- ・困難事例の場合には、事例検討会議を開催して検討し、対応方針を協議して取り組みます。
- ・悪質な差別事案や、市域を越えた対応が必要な事案等については、大阪市福祉局障がい福祉課や、大阪府広域支援相談員への支援を要請して、解決に努めます。

イ 障がい者差別解消法に係る関係機関との連携および連絡調整

- ・事例検討会議の開催や大阪市福祉局障がい福祉課をはじめ関係機関との連携および連絡調整を行って、差別解消に向けて取り組みます。
- ・また、悪質な差別事案や本市のみでは解決困難な場合については、相談受付機関等と検討の上、福祉局障がい福祉課へ府広域支援相談員の支援を要請する。

ウ 調査研究等

- ・障害者差別解消法に係る国内の動向、全国の先進的な取組み（対応事例）等の調査研究を行います。
- ・昨年度に引き続き、障がい者差別の解消に向けた市民への啓発のための講座・講演会をできるだけ早い時期に開催します。障がい者差別の防止のためホームページ

ジを活用したりするなどして啓発に努めます。また、障がい者差別解消に係るパンフレットの作成を検討します。

- ・相談受付機関が受け付けた相談対応状況について、定期的集約して分析し、大阪市障がい者施策推進協議会等に報告します。
- ・大阪市による障害者差別解消法に関する関連施策実施の際には、その支援に努めます。

エ 情報発信・提供

- ・相談受付機関における対応に関する情報の把握と関係先への情報提供、および、障がい者差別解消支援地域協議部会に対して対応状況に関する報告をします。

(6) 関係機関との連携・調整・専門機関との連携

ア 関係機関への情報提供

- ・関係機関からの求めに応じて入手可能な情報提供を行っていきます。

イ 事例検討会への参加

- ・関係機関や専門機関の参加を得た事例検討会等を開催するとともに、関係機関での取組みに基幹センターが参加するなど、連携・調整に努めます。

(行政機関) 心身障がい者リハビリテーションセンター

こころの健康センター

各区保健福祉センター

こども相談センター 等

(関係機関) 発達障がい者支援センター

就業・生活支援センター 等

(その他) 労働関係、教育関係 等各機関

(7) 調査研究機能

- ・障害者権利条約等の国際的な動向、国の障がい者支援施策の動向、全国の先進的な取組み等の最新の情報の把握と集積に努め、機敏に基幹センターホームページを通して情報を提供します。また、業務に有効な関連機関のホームページについてリンクを貼るなど、情報アクセスの便を図ります。
- ・また、基幹センターでは、障がい者支援を実のあるものにするために、課題についての具体的な調査研究に取り組みます。昨年度に引き続き、区地域自立支援協議会の現状を把握して、同協議会の活性化についての課題を明らかにするため、本年夏頃から区センターを対象にアンケート調査を実施し、その後、聞き取りによるヒアリング調査も行い、できるだけ早期に分析と報告書の作成を行います。

また、困難事例の分析のための調査研究もします。

(8) 社会資源整備状況の把握と情報発信・提供

指定特定相談支援事業所における計画相談支援の実施状況について適宜調査を実施し、計画相談支援の利用者を円滑に支援できるよう、区保健福祉センター及び区センターに結果を報告します。

(9) 運営委員会の開催

学識経験者や関係機関等で構成する運営委員会を設置し、基幹センターの事業運営が効果的・効率的に実施できるよう、事業の取組みの評価や課題及び事業計画の策定に向けた意見・助言をいただくこととします。